

第四次地域管理経営計画書

(宮・庄川森林計画区)

計画期間 自 平成22年4月1日
至 平成27年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について、あらかじめ国民の意見を聞いた上で中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	・・・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・	7
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	・・・	9
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・	10
(5) その他必要な事項	・・・	11
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・	12
(1) 巡視に関する事項	・・・	12
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・	13
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・	13
(4) その他必要な事項	・・・	15
3 林産物の供給に関する事項	・・・	15
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・	15
(2) その他必要な事項	・・・	16
4 国有林野の活用に関する事項	・・・	16
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・	16
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・	17
(3) その他必要な事項	・・・	17
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・	17
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・	17
(2) 分収林に関する事項	・・・	18
(3) その他必要な事項	・・・	19
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・	20
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・	20
(2) 地域の振興に関する事項	・・・	20
(3) その他必要な事項	・・・	21

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野事業を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。また、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

このような中で、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ多様化している。また、特に地球温暖化防止、生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。こうしたことを踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を行っていくことが必要である。

本計画は、第三次計画（平成17年4月1日から平成22年3月31日）の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、中部森林管理局長があらかじめ国民の意見を幅広く把握した上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即し、かつ、「国有林の地域別の森林計画」と調和して、今後5年間の宮・庄川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定める第四次計画である。

今後、宮・庄川森林計画区における国有林野の管理経営は、関係行政機関と連携を図るとともに地域住民の理解と協力を得ながら、この計画に基づいて適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、宮・庄川森林計画区の全森林面積の38%にあたる国有林野116,102haである。

当計画区は岐阜県飛騨地方の北部に位置し、県下では最大の計画区であるとともに、木材加工業をはじめ林業・林産業が地域の重要な産業となっている地域である。

当計画区の国有林野は、北方に庄川流域の白山山系及び宮川・高原川流域の飛騨山系、南方は乗鞍・御岳山麓からなる飛騨川の上流域であり、主要河川の源流地域にあって、国土保全及び水源かん養等の公益的機能の発揮に重要な役割を担っており、国有林野面積の98%が水源かん養、土砂流出防備等の保安林に指定されている。

また、飛騨山系、白山山系等の山岳地帯は優れた景観を有しており、中部山岳国立公園、白山国立公園等の自然公園に指定されているとともに、御岳、白山白川自然休養林等のレクリエーションの森等でのスキーや登山など、森林を利用した森林スポーツなどの場としても多くの人々に利用されている。

国有林野の現況は、標高の高い部分がブナ・ナラ等を主体とした天然林が多く、比較的標高が低い部分がスギ・ヒノキ・カラマツを主体とした人工林となっている。人・天別面積では、人工林が34千ha、天然林が63千ha、附帯地、貸地等の森林が19千haとなっている。

このため、当計画区においては、自然環境に配慮しながら、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給

し、国有林野の活用により地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標とするとともに、森林の整備・保全を通じて、「国民が安心して暮らせる社会の実現」、「森林と人とが共生する社会の実現」、「循環を基調とする社会の形成への寄与」、「活力ある地域社会への寄与」に資するものとする。

具体的には、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、国民の多様な要請に適切に対応するため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しながら、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、次の3つの機能類型に区分し、民有林の森林施業との連携に配慮しつつ、区分に即した多様で健全な活力のある森林の整備・保全を推進するため、それぞれの目的に応じて適切な施業を行うこととする。

- 「水土保全林」 土砂流出・崩壊の防備、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林
- 「森林と人との共生林」 原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林
- 「資源の循環利用林」 環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを重視する森林

このうち、「水土保全林」及び「森林と人との共生林」のいわゆる「公益林^{こうえきりん}」については、多様で健全な森林の整備・保全を行い質的充実を図ることとする。

森林の取扱いについては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮するものとする。具体的には、天然更新等を活用しつつ、伐採年齢の長期化、樹種の違う高さのことなる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的にすることとする。

また、国民の安全と安心を確保するため、今後とも民有林治山事業等との連携の下に治山事業を計画的に推進することとする。

大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網^{ろもろ}については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保管理等を効率的に行うために必要であり、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

以上のことを踏まえ、当計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 高原川下流地域（水無洞、片センノウ、水洞谷、大多和、金木戸（2013林班～2016林班）、ブドウ谷、ウレ山、中ノ谷、ヲシホ山、下ノ洞山、間山谷、下峠、前平、ソウレ、寄合谷、稗田洞、釜ヶサコ、切雲、ソンボ、大津山国有林）

当地域は、飛驒市神岡町及び飛驒市宮川町の北東部に位置する国有林野4,423haであり、スギ、カラマツを主とする人工林が大部分を占め、国道に接する場所が多いことや地形等の条件も考慮し、山地災害防止機能及び水源かん養機能等を重点的に発揮させる水土保全林に区分し管理経営を行うこととする。

イ 高原川上流地域（金木戸（2013林班～2016林班を除く）、穂高、下佐谷、笠谷、下ウスノメ、カベ下、焼岳、白谷、平湯、カイシヲ山、福地、柏当、蓼ノ俣、林ノ谷、戸谷、立平、大木場、ヲハギ谷、明ヶ谷、大雨見、出シ谷、東俣、坂ノ谷国有林）

当地域は、高山市上宝町、高山市奥飛驒温泉郷の全域及び飛驒市神岡町の北東部に位置する国有林野29,438haであり、比較的標高の低い部分は、スギ、ヒノキ、カラマツを主とする人工林が多く、標高の高い部分は、ブナ、アオモリトドマツ、コメツガ等の天然林を主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

（ア）中部山岳国立公園に指定されている金木戸川源流部の森林生態系保護地域の森林及び平湯国有林のダケカンバの遺伝資源を保存する森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

（イ）穂高国有林の風致探勝の場に適した森林、金木戸国有林の自然観察教育の場に適した森林及び平湯スキー場に隣接する平湯国有林の一部の森林等は、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）その他の地域は山地災害防止機能等を重点的に発揮させる水土保全林に区分し管理経営を行うこととする。

ウ 宮川下流地域（鮎飛、古水上、向洞、孫十郎尾、屋敷ヶ洞、谷口、平、ヒマタ、ソバカク山、原山本谷、万波国有林）

当地域は、飛驒市宮川町全域と飛驒市河合町の北西部等に位置する国有林野4,007haであり、ブナを主とする天然林が7割を占め、人工林はスギ、カラマツを主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

（ア）万波国有林のブナを主とする群落の森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

（イ）向洞、屋敷ヶ洞国有林のスキー等森林レクリエーションの場に適した森林は、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能等を重点的に発揮させる水土保持林に区分し管理経営を行うこととする。

エ 小鳥川上流地域（舟原山、池本山、彦谷、上小鳥、大谷、森茂国有林）

当地域は、高山市清見町の北西部から飛騨市河合町の南東部に位置する8,841haであり、スギ、カラマツを主とする人工林が6割を占め、天然林はブナを主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 県自然環境保全地域に指定されている森茂国有林の御前岳山頂付近の森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、水源かん養機能等を重点的に発揮させる水土保持林に区分し管理経営を行うこととする。

オ 宮川中流地域（保木脇、古峠、黒内、滝ヶ洞、横谷、天生、西俣、唐谷国有林）

当地域は、高山市国府町、飛騨市古川町の西部及び飛騨市河合町の南西部に位置する4,536haであり、スギ、カラマツを主とする人工林が4割を占め、天然林はブナを主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 天生県立自然公園に指定されている貴重な高層湿原及び自然景観に恵まれた森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(イ) (ア)の周辺の自然観察の場に適した森林や古峠国有林の野外スポーツの場に適した森林は、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能等を重点的に発揮させる水土保持林に区分し管理経営を行うこととする。

カ 宮川上流の西部地域（今谷、坂谷、大樽谷、小井戸、宮、川上岳、龍ヶ峰、大原、マツ谷、一ツ梨、麦島、西ウレ、三尾山国有林）

当地域は、川上岳の北部及び西部に位置し、高山市清見町の南部及び東部、高山市一之宮町の南西部に位置する国有林野6,258haであり、大部分がヒノキを主とする人工林であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 宮国有林のヒノキ及びアカマツの遺伝資源を保存する森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(イ) ダム湖周辺の森林スポーツの場に適した森林及び西ウレ国有林のうち、せせらぎ街

道の背景林となっている森林は、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能等を重点的に発揮させる水土保持林に区分し管理経営を行うこととする。

キ 宮川上流の東部地域（金山、折敷地、デンガク、乗鞍国有林）

当地域は、乗鞍岳の西部に位置し、高山市丹生川町北部及び南東部に位置する国有林野4,716haであり、標高の低い部分は、ヒノキを主とする人工林が多い。標高の高い部分にはアオモリトドマツ、コメツガ、カンバ類の天然林を主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 中部山岳国立公園に指定されている乗鞍国有林のうち自然景観に恵まれた森林及びシラベ、アオモリトドマツ等の遺伝資源を保存する森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 豊平付近の貴重な高山植物を間近に見ることができる自然観察の場に適した森林は、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、山地災害防止機能等を重点的に発揮させる水土保持林に区分し管理経営を行うこととする。

ク 庄川下流地域（芦倉、大瀬戸、帰雲、長瀬、福島、大白川、三方崩、荒谷、馬狩、加須良、椿原国有林）

当地域は、白山の北東部に位置し、白川村全域（秋町国有林を除く）にまたがる国有林野18,511haであり、大部分がブナを主とする天然林で、一部がスギ、カラマツを主とする人工林であり、以下のとおり管理経営を行うこととする。

(ア) 白山国立公園に指定されている自然景観に恵まれた森林、白山周辺の森林生態系保護地域の森林、ドロノキの遺伝資源を保存する森林及び天生県立自然公園に指定されている大瀬戸国有林等の優れた自然を有する森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 白山周辺及び大瀬戸国有林の自然観察の場に適した森林並びに白山スーパー林道周辺の森林は、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、山地災害防止機能等を重点的に発揮させる水土保持林に区分し管理経営を行うこととする。

ケ 庄川上流地域（秋町、赤谷、六厩川、軽岡、山中山、一色、野々俣、尾上郷国有林）
当地域は、大日ヶ岳の北部に位置し、高山市庄川町全域と白川村の南東部（秋町国有林）にまたがる国有林野16,008haであり、スギ、ヒノキ、カラマツを主とする人工林が4割を占め、天然林はブナを主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

（ア）白山国立公園に指定されている自然環境に恵まれた森林、山中山国有林のミズバショウの群生地及び軽岡国有林のムマイスギの林木遺伝資源を保存する森林は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

（イ）大日ヶ岳登山道、向山縦走路周辺の森林並びに山中山国有林の自然観察の場に適した森林は、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）その他の地域は、水源かん養機能等を重点的に発揮させる水土保持林に区分し管理経営を行うこととする。

コ 飛騨川上流地域（青屋、寺附、中洞、権現、黒手、鈍引沢、池ヶ洞、金山谷、片平、近城、丁子口、阿多野郷、野麦、鎌ヶ峰、千間樽、胡桃島、大平、枯尾、大坊、阿多粕、牛牧、無数河、ダナ）

当地域は、飛騨川上流域の北東部に位置し、高山市久々野町、高山市朝日町、高山市高根町にまたがる国有林野19,365haであり、スギ、ヒノキ、カラマツを主とする人工林が5割を占め、天然林はコメツガ、シラベ、トウヒを主としており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

（ア）中部山岳国立区公園にも指定されている乗鞍岳山頂周辺や御岳山県立自然公園にも指定されている継子岳の周辺は、典型的な垂直分布を示しているなど自然環境の維持を図ることが期待されることから、御岳垂直森林帯植物群落保護林に指定するなど自然環境の保全機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

（イ）御岳自然休養林に指定している千間樽、胡桃島国有林の一部、位山舟山県立自然公園に指定されている無数河国有林、舟山自然観察教育林に指定している牛牧国有林などは、自然観察等森林レクリエーションや高地の特性を生かしたスポーツ活動の場として、保健文化機能を重点的に発揮させる森林と人との共生林に区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）その他の地域において、地形、地質等の条件から山地災害防止に重点をおく乗鞍岳周辺等の森林及び朝日ダム等の上流など水源かん養機能の発揮に重点をおく森林は、水土保持林に区分し管理経営を行うこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、以下のとおり、機能類型に応じた適切な管理経営を実施することとする。

なお、機能類型区分ごとの管理経営の指針については、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

ア 水土保全林に関する事項

水土保全林については、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

(ア) 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野（当該計画区の46%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備、雪崩防止等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 針広混交林等既に望ましい状態となっている森林は、現状を維持することとする。
- b 天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林施業、天然生林施業によることとし、択伐等によって、針葉樹・広葉樹、深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。
- c スギ等の人工林については、択伐・間伐等により育成複層林施業等を実施し、針広混交林化への誘導に努めることとする。

(イ) 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野（当該計画区の25%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源かん養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。

なお、水源かん養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

- a 周辺の森林資源の状況等から、将来にわたって人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるスギ等の育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、育成単層林施業を実施することとする。
- b 比較的傾斜が緩く下層植生が豊かで、皆伐を行っても表土の流亡等のおそれのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置に留意しつつ小面積分散型の施業を実施することとする。

- c 特定の水源の保全、景観維持等を図るために必要な林分については、^{ふくそうぼつ}複層伐等により育成複層林施業を行い、複数の樹冠層^{じゅくわんそう}を構成する森林に誘導することとする。

水土保持林の面積

(単位：h a)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	53,137 【52,301】	29,720 【29,998】	82,857 【82,299】

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

イ 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林は、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

(ア) 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野（当該計画区の23%）は、主に原生的森林生態系の維持等自然環境の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、学術的に貴重な動植物の生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

- a 森林施業は、原則として自然の推移に委ねることとする。
- b 自然維持タイプの森林のうち、原生的な森林からなる白山山系の森林（白山森林生態系保護地域）や、^{かなきどがわ}金木戸川源流域周辺の森林（北アルプス金木戸川・高瀬川源流部森林生態系保護地域）、庄川上流地区に固有の樹種であるムミスギの保存に必要な森林（名古屋スギ12林木遺伝資源保存林等）、^{あもろう}天生湿原周辺の森林（天生高層湿原植物群落保護林）、御岳山の貴重な垂直分布が見られる森林（御岳垂直森林帯植物群落保護林）等を引き続き保護林として適切に管理する。

(イ) 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野（当該計画区の5%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る等保健文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種からなり、周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成する施業を行うこととする。

具体的には

- a 天然生林施業によるほか、人工林については、原則として育成複層林施業を行うこととし、間伐等による針広混交林化、自然観察等に適した森林の造成や修景などを推進する。

- b 国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設または森林の整備を行うことが
 適当と認められる白山白川自然休養林、御岳自然休養林等を引き続きレクリエーショ
 ンの森として適切に管理し、広く国民に開かれた利用の場に供する。

森林と人との共生林の面積

(単位：h a)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森	計
	面 積	26,796 【26,774】	16,913 【16,913】	5,663 【6,161】	

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

ウ 資源の循環利用に関する事項

資源の循環利用林の国有林野（当該計画区の1%）は、公益的機能の維持増進に配慮し
 つつ、地域の自然的条件、経済的条件等を勘案して、安定的かつ効率的に木材を生産する
 ことに努める。

なお、資源の循環利用林の大半を占める分収林^{ぶんしゅうりん}については分収契約に基づき公益的機能
 の維持増進にも配慮しつつ適切に管理経営していくこととする。

資源の循環利用林の面積

(単位：h a)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	769 【604】	18 【308】	786 【912】

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営にあたっては、流域管理システムの下、民有林関係者等と連携して推
 進する必要がある。

このため、市町村森林管理委員会等の場を通じて、流域管理推進アクションプログラムの
 実施等により、国民の森林^{もり}に関する要請を踏まえ、流域の特性に応じた森林整備等を先導的
 ・積極的に取り組むこととする

このような中で、以下に掲げる事項を重点的に取り組むこととする。

- ① 市村等との連携強化を通じた流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努める。
- ② 市町村森林管理委員会等の各種会議への積極的な参加により、民有林及び関係機関との連携を図る。
- ③ 民有林と国有林が連携した森林整備協定等による施業団地化に取り組み、間伐等の施業連携を推進する。
- ④ 民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備に向け連携を推進する。
- ⑤ 低コスト・高効率作業システムの普及のための取組の推進。
- ⑥ 林業技術の開発及び普及・啓発を推進する。
- ⑦ 流域のニーズに応じた、技術開発や研修に必要なフィールドの提供を推進する。
- ⑧ 当計画区の森林整備や保全を図るため、地元市村やボランティア団体等と一体となった取組を推進する。
- ⑨ 下流部の都市部住民等国民各層への森林・林業の理解を深めるため、森林の利用の促進や体験林業等を通じた森林環境教育を推進する。

注：流域管理推進アクションプログラム

流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林野事業が流域ごとに先導的・積極的に取り組む3カ年の行動計画として作成するもの。

(4) 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。特に間伐等については森林吸収源対策として、第一約束期間（平成20年から24年）を念頭に着実に実施することとする。

なお、事業の実施にあたっては、

- ① 労働安全衛生の確保
 - ② 公益的機能をより重視した施業方法への転換に応じた伐採・造林等の技術の向上
 - ③ 路網の整備や高性能林業機械の活用などを通じたコスト縮減
 - ④ 計画的な事業の発注による林業事業体の育成・強化
- 等を推進し、民有林行政との連携を図りつつ、事業の円滑・効率的な実施に努めることとする。

ア 伐採総量 (単位：m³・ha)

区分	主 伐	間 伐	計
計	64,171 《25,419》 【24,174】 《13,249》	455,829 (6,964) 【385,826】 (5,097) 《53,504》	520,000 【410,000】

注1：() は、間伐面積である。

注2：《 》は臨時伐採量の数値(うち数)である。

注3：下段【 】《 》（ ）の数値は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

イ 更新総量 (単位：h a)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	5 3 【 2 9】	4 7 9 【 5 7 5】	5 3 1 【 6 0 4】

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

ウ 保育総量 (単位：h a)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打
計	2 8 5 【 2 4 1】	1 9 0 【 1, 8 6 3】	2, 4 0 1 【 3, 9 3 5】	5 8 【 8 0】

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

エ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	1 【 2】	2, 5 0 0 【 4, 3 0 0】	1 0 2 【 5 8】	3, 1 0 0 【 1, 7 0 0】

注：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

*各総量については、単位以下四捨五入しているため計が一致しない場合がある。

(5)その他必要な事項

ア 国民の森林としての管理経営

国有林野の管理経営にあたっては、「国民の森林」として位置づけ、生物多様性の保全等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進することとする。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性を確保するため、計画策定等の

機会を通じて広く住民等の意見を聴くなど国民の理解を促進するための取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等による双方向の情報受発信等の取組を推進する。

イ 地球温暖化防止対策の推進

「京都議定書目標達成化計画」等を通じて、地球温暖化防止対策に率先して取り組むこととする。

特に、森林吸収源対策としての間伐に積極的かつ着実に取り組むなど、機能類型に即した森林の整備を推進する。また、保安林等に指定されている天然生林の適切な保全管理等についても取り組むこととする。

ウ 生物多様性の保全

原生的な天然生林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行うとともに、その他の森林については適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備を行うなど、森林の状況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

具体的には、本計画区の国有林野にはブナ、ダケカンバ、ハイマツ等、原生的な天然林が広範囲に分布しており、これらの地域を含む、北アルプス周辺や白山山系に至るブナ林から亜高山帯のダケカンバ、高山帯のハイマツ林等については保護林や緑の回廊として適切に保全・管理を推進することとする。その他の森林については、適切な間伐の実施、針広混交林化、長伐期化等多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣被害対策、荒廃した植生の回復、利用者に対する利用ルールについての理解の醸成などに地域とも協働・連携し取り組むよう努めることとする。

エ 治山事業の計画的な実施

富山県及び中京圏の重要な水源地帯を含む本計画区においては、土砂の流出防止等災害に強い安全な国土づくりを進めるとともに、水源かん養機能の強化及び豊かな環境づくりなど森林の持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に治山事業を推進することとする。

また、実施にあたってはコスト縮減及び技術開発に努めるとともに、労働安全衛生の確保に努めることとする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

ア 山火事防止等の森林保全巡視

(ア) 当計画区は、優れた自然景観を呈する森林等が多く入林者が多い。特に春季及び秋季は乾燥期であり、山火事発生危険性が增大するため、地元市村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

(イ) 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等について関係行政機関と連携した取組を強化することとする。

イ 境界等の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界の保全管理は重要であることから、境界標の巡検等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努めることとする。

カシノナガキクイムシによる被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と協議しながら防除対策を検討する。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

ア 保護林

(ア) 希少な野生動植物の生息・生育環境の保全、生物多様性の保全等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

(イ) 当計画区には、ブナ、ダケカンバ、ハイマツ等、原生的な天然林が広範囲に分布している「白山森林生態系保護地域」など、16箇所の保護林を設定してする。

(ウ) 具体的には、保護林の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価する観点から、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進する。また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルール確立等を図るとともに、その内容について広く理解を求める工夫を図るなど適切に対処する。

(エ) 白山森林生態系保護地域のうち、保全利用地区など立入が可能な区域においては、地方公共団体等と連携をとりつつ、学習の場等として利用できるよう施設の整備等に努めるほか、森林生態系や林業等に関する知識の普及啓発に努めることとする。

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
森林生態系保護地域	2 【 2 】	1 2 , 2 1 6 【 1 2 , 2 1 6 】
林木遺伝資源保存林	6 【 6 】	6 9 【 6 9 】
植物群落保護林	6 【 6 】	7 2 0 【 7 2 0 】
特定地理等保護林	1 【 1 】	3 , 2 9 2 【 3 , 2 9 2 】
郷 土 の 森	1 【 1 】	6 1 5 【 6 1 5 】
総 数	1 6 【 1 6 】	1 6 , 9 1 3 【 1 6 , 9 1 3 】

注1：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

注3：各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・森林生態系保護地域：
森林生態系の保存、野生動植物の保護、遺伝資源の保存等
- ・林木遺伝資源保存林：
主要林業樹種と希少樹種等に係る遺伝資源の保存
- ・植物群落保護林：
国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護
- ・特定地理等保護林：
岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護
- ・郷土の森：
地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保護

イ 緑の回廊

(ア) 白山森林生態系保護地域を中心に、富山、岐阜、福井、石川の4県にまたがった7箇所の保護林を結ぶ「白山山系^{はくさんさんけい}緑の回廊」については、設定方針に基づき、野生動植物の生息・生育環境に配慮した、多様な樹種や複数の樹冠層からなる森林の育成等の施業を行い、より広範で効果的な森林生態系の保護や生物多様性の保全に努めることとする。

(イ) 緑の回廊内の森林の構造と野生動物の生息実態の関係を明らかにする観点からモニタリング調査等を行い、結果については、今後の緑の回廊の設定及び取扱いに反映させることとする。

緑の回廊

名 称		延長 (k m)	面 積 (h a)
白山山系緑の回廊		70【70】	42,870【42,883】
内 訳	宮・庄川森林計画区		16,937【16,938】
	(庄川森林計画区)		6,580【6,580】
	(近畿中国森林管理局)		19,353【19,366】

注1：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(4)その他必要な事項

ア カモシカ等による被害防除

(ア) 森林獣害については、被害の早期発見に努めるとともに、適切かつ効果的な防除に努めるものとする。なお、当計画区では、カモシカによる造林木の食害が多いため、忌避剤を造林木に塗布するなどの措置を講ずることとする。

(イ) 岐阜県が策定した「特定鳥獣保護管理計画」の取り組みに当たり、県、市村、関係団体等と連携を図りながら対応することとする。

イ 巨樹・巨木の保存

平成12年度に「日本の巨樹・巨木100選」に選定された宮川上流西部地域の「宮の大イチイ」、高原川上流地域の「平湯の大ネズコ」、庄川上流地域の「^{しよつかわ}庄川のヒメコマツ」及び「庄川のヒノキ」と呼ばれる4本の巨木について、高山市等地元関係者による保全協議会等と連携して、次世代への財産として保存することとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1)木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

ア 木材の供給

森林の持つ多面的機能の発揮の観点から、森林の主要な機能の一つである木材生産について、間伐等の森林整備を通じて伐採されるスギ等の有効活用も考慮しながら木材の供給に努めることとし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの普及・推進に民有林と連携して努めることとする。

イ 木材の販売

間伐等により搬出される低価格な一般材等については「国有林材の安定供給システム販

売」による需要・販路の拡大を図るなど、樹材種の特質に応じた効果的な販売を推進することとする。

注：国有林材の安定供給システム：

需要・販路の拡大を図る必要のある一般材及び低質材について、一定の要件を満たす工場等と国との間で協定を締結し、計画的に販売することにより、その需要・販路の確保・拡大を図るとともに、併せて地域の中核的な流通・加工の担い手の育成等に資することを目的としたシステム。

(2) その他必要な事項

森林花木、土石等国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の發揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めることとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、中部山岳国立公園、白山国立公園等の自然景観が優れた国有林野が多いことや世界文化遺産に登録されている「白川郷合掌造り集落」等の豊富な観光資源を有すること等から、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健、文化、教育的利用を図るレクリエーションの森の活用や地域振興等に寄与する「市町村の森」等国有林野の活用を推進することとする。

また、こうした取組の推進に当たっては、民間活力を生かした歩道等の施設整備を推進することとする。

ア レクリエーションの森林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
自 然 観 察 教 育 林	5 【3】	5 5 2 【4 9 5】
森 林 ス ポ ー ツ 林	— 【1】	— 【3 0】
野 外 ス ポ ー ツ 地 域	2 【4】	2 4 7 【5 9 4】
風 景 林	7 【7】	1, 9 1 7 【1, 8 9 0】
風 致 探 勝 林	2 【1】	3 7 2 【3 6 7】
自 然 休 養 林	2 【1】	4, 1 1 3 【2, 4 4 5】
総 数	1 8 【1 7】	7, 2 0 0 【5, 8 2 1】

注1：【 】は第三次地域管理経営計画（最終変更後）の数値である。

注2：単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

イ 白山白川自然休養林は、白水の滝と大白川溪谷及び周辺のブナ林等一体的な山岳景観の探勝や登山の場として、御岳自然休養林は、御岳山麓のシラベ、トウヒ、コメツガ、カンバ類等森林の垂直分布の景観探索や登山の場として自然に触れあう森林レクリエーションの場としての利用を、深洞、天生、乗鞍のレクリエーションの森については自然観察等の森林レクリエーションの場及び森林環境教育の場としての利用を一層推進することとする。

ウ その他
該当なし

注：市町村の森

環境保全、保健休養等の優れた価値を有する森林について、地域振興、地域の豊かな生活環境の確保の観点から、地方自治体が森林公園等の用地として取得し、整備する森林。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用・公共用・公益事業地としての活用については、地方公共団体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施していく。

また、不要地、余剰地については、林野・土地売払い情報公開窓口やインターネット等を活用して広く情報を公開し、情報の提供と需要探索に努める。

(3) その他必要な事項

活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

(1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

ア ふれあいの森

ボランティア、NPO団体等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、市町村等を通じた各種団体等へのPR活動などを積極的に取り組むこととする。

イ 木の文化を支える森林づくり等

地域の伝統行事や伝統文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、市町村

等への情報提供などPR活動に積極的に取り組むこととする。

ウ 国有林野内における民間団体等の多様な活動の推進

民間団体等における国有林野内での多様な活動に関する要請に応えるため、森林管理署等との協定締結に向け、各種団体等への情報提供などPR活動に積極的に取り組むこととする。

穂高・焼岳・平湯国有林の一部において、NPO法人との協定に基づき森林学習等の活動の場として活用されており、必要な活動支援などを通じて森林環境教育等の推進に努めることとする。

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
山のフィールド ミュージアム	139	穂高国有林 2179い林小班外

エ 遊々の森

次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成することを目標として、国有林野で体験活動等を実施するためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などPR活動に積極的に取り組むこととする。

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
遊々の森	10	穂高国有林2172に林小班外 平湯国有林2195は林小班外
源流の森	124	宮国有林61り林小班外 川上岳国有林56ろ林小班外

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場としての森林づくりを希望する場合について「法人の森林」などのフィールドの設定について積極的に取り組むこととする。

区 分	箇 所 数	面 積 (h a)
分収造林	2 2 (2)	6 1 (5)
分収育林	5 6 (2)	2 5 9 (6)
計	7 8 (4)	3 2 0 (1 1)

注 1 : () は法人の森林の数値 (うち数) である。

注 2 : 単位未満四捨五入により計と内訳の面積は一致しない場合がある。

(3) その他必要な事項

ア 森林環境教育の推進

(ア) 学校、県・市村、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合などの民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとする。

(イ) 次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成することを目指して、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組みを推進することとする。

(ウ) NPO団体が国有林野で自然環境教育等に取り組む「山のフィールドミュージアム」の活動支援及び情報提供に努めることとする。

(エ) 教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

イ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

ウ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPO等や教育関係者の活動支援及び情報提供、受け入れ体制整備に努めることとする。

注 1 : ふれあいの森

自主的な森林整備活動を行うボランティア団体等と森林管理署等との協定締結により、森林整備を行う制度。

注 2 : 木の文化を支える森林づくり

地域の伝統行事、伝統工芸、歴史的木造建築物等の継承に貢献するため、地域の協議会等と森林管理署等との協定締結により、国民参加による森林づくり活動を推進する制度。

注 3 : 国有林野内における民間団体等の多様な活動を推進するための協定

国民の参加による森林の整備の一環として、また国民に開かれた国有林の一層の具現化のため、森林管理署等と協定を締結し、民間団体等の多様な活動の推進を図る制度。

注 4 : 法人の森林

一般企業等が社会貢献活動としての森林づくり、社会教育の場としての森林づくりを通して、国土保全、森林資源の造成を目的として整備を行う森林。

注 5 : 遊々の森

学校等と森林管理署等との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林せぎょうしひょうりんの展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域・試験研究機関等のニーズに対して国有林野のフィールドを活用し、地域等と連携して推進することとする。

さらに、国有林野事業の実施を通じて、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着や低コスト造林・育林の開発・導入等を図り、それらの民有林への普及を図ることとする。

(2) 地域の振興に関する事項

ア 地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つであり、森林の整備や国有林野の活用、白山や北アルプス等の森林空間の総合利用など、国有林野の諸活動と多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

イ 高山市では条例を定め、丹生川町にゅうかわ五色ヶ原ごしきがはらの豊かな自然環境の保護とガイド同伴による自然観察事業を創設し、森林生態系の保護と利用の両立を図る取り組みを行っている。このため、隣接する乗鞍国有林においても、高山市と連携を図りつつ歩道整備・自然観察事業における利用などに協力し、地域が一体となった適切な保護・管理方策を推進することとする。

(3)その他必要な事項

間伐は森林による二酸化炭素吸収量の確保につながるだけでなく、間伐材等の有効活用は、その販売収入により森林の整備・保全が促進されるとともに、利用それ自体が、化石燃料を代替して使用を抑制することや製造エネルギーが多い他の材料の使用を抑制することにつながり、さらに木材として長期に利用されることにより自ら二酸化炭素を貯蔵することで地球温暖化防止対策にも貢献することとなる。

このため、木造の庁舎等の整備に努めるとともに、治山事業等における森林土木工事にあたっては、木材の特質を考慮しつつ緑化基礎工、法面保護工等に「国産材」及び「合法木材」の間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むものとし、併せて、これらの取組を通じて、管内の林業・木材産業関係者と連携しつつ、国民に対する積極的な啓発に努めることとする。

別 添

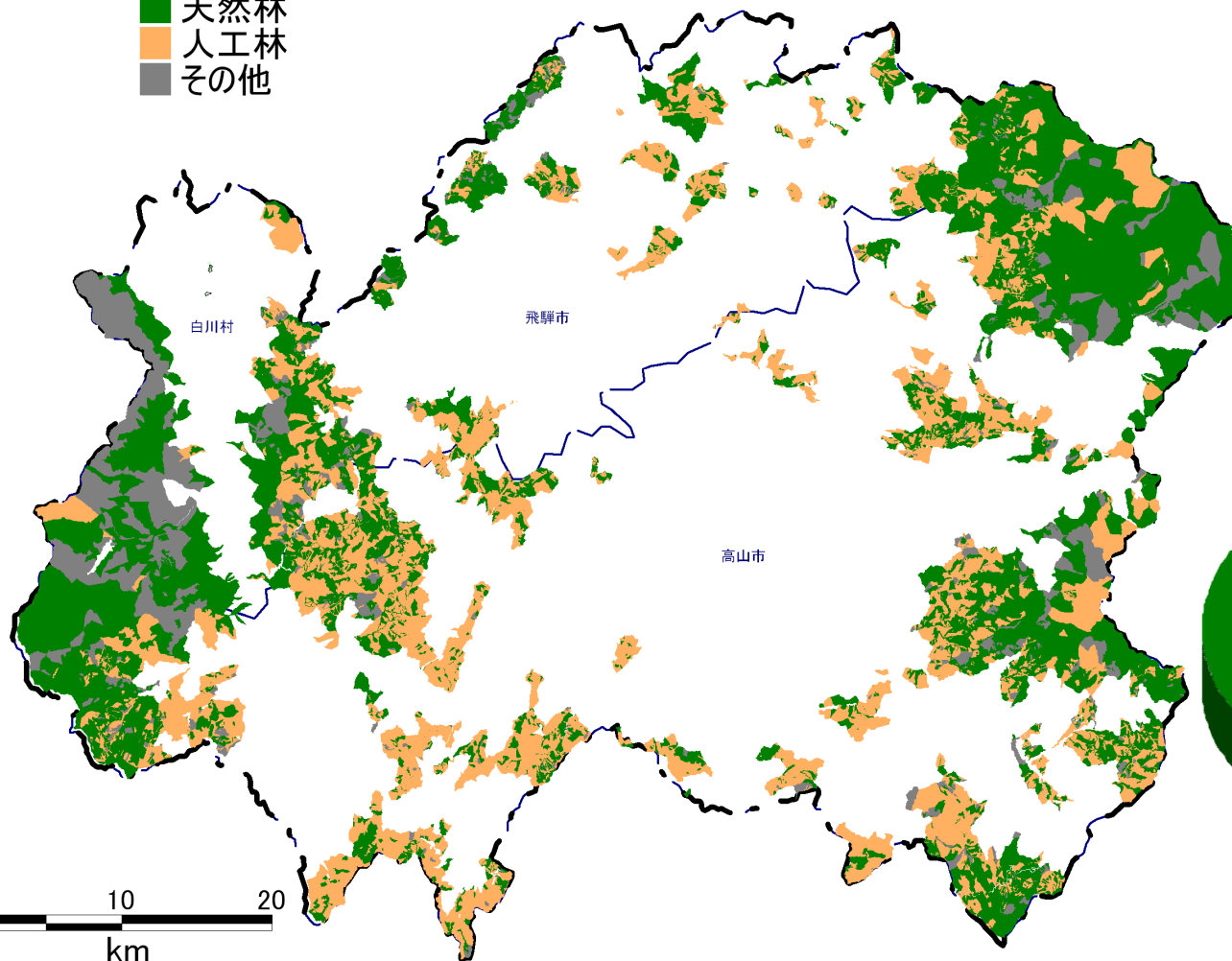
地域管理経営計画書 参考資料

(宮・庄川森林計画区)

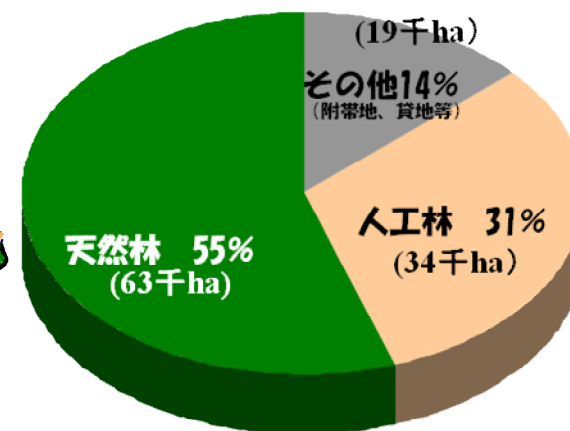
1、国有林野の現況

人工林、天然林の分布

標高の高い部分はブナ等の広葉樹を主体とした天然林が多く、比較的標高が低い部分はスギ、ヒノキ等を主体とした人工林となっている。



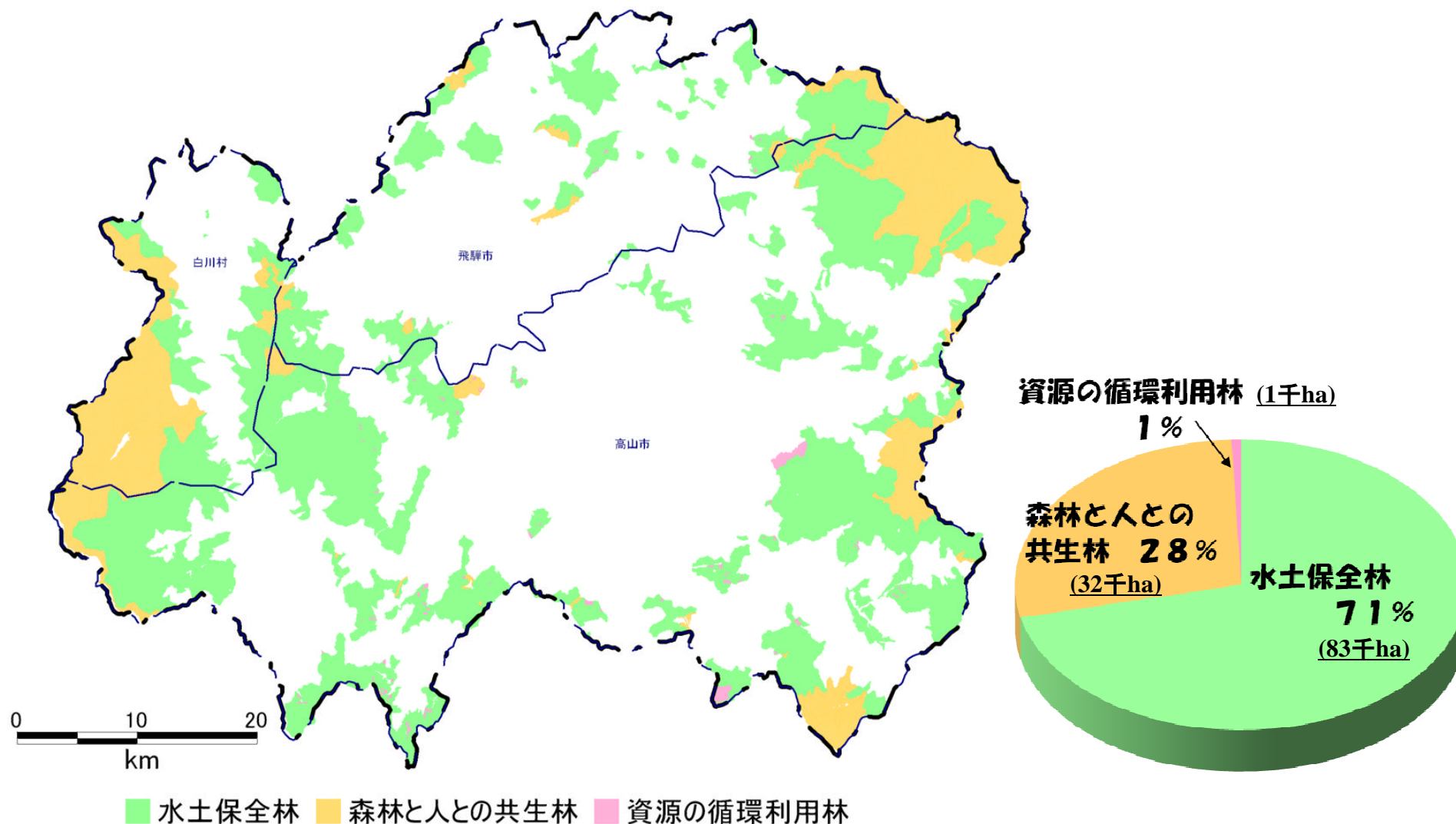
森林の面積116千ha



人工林内訳
カラマツ36%
スギ29%
ヒノキ29%
その他8%

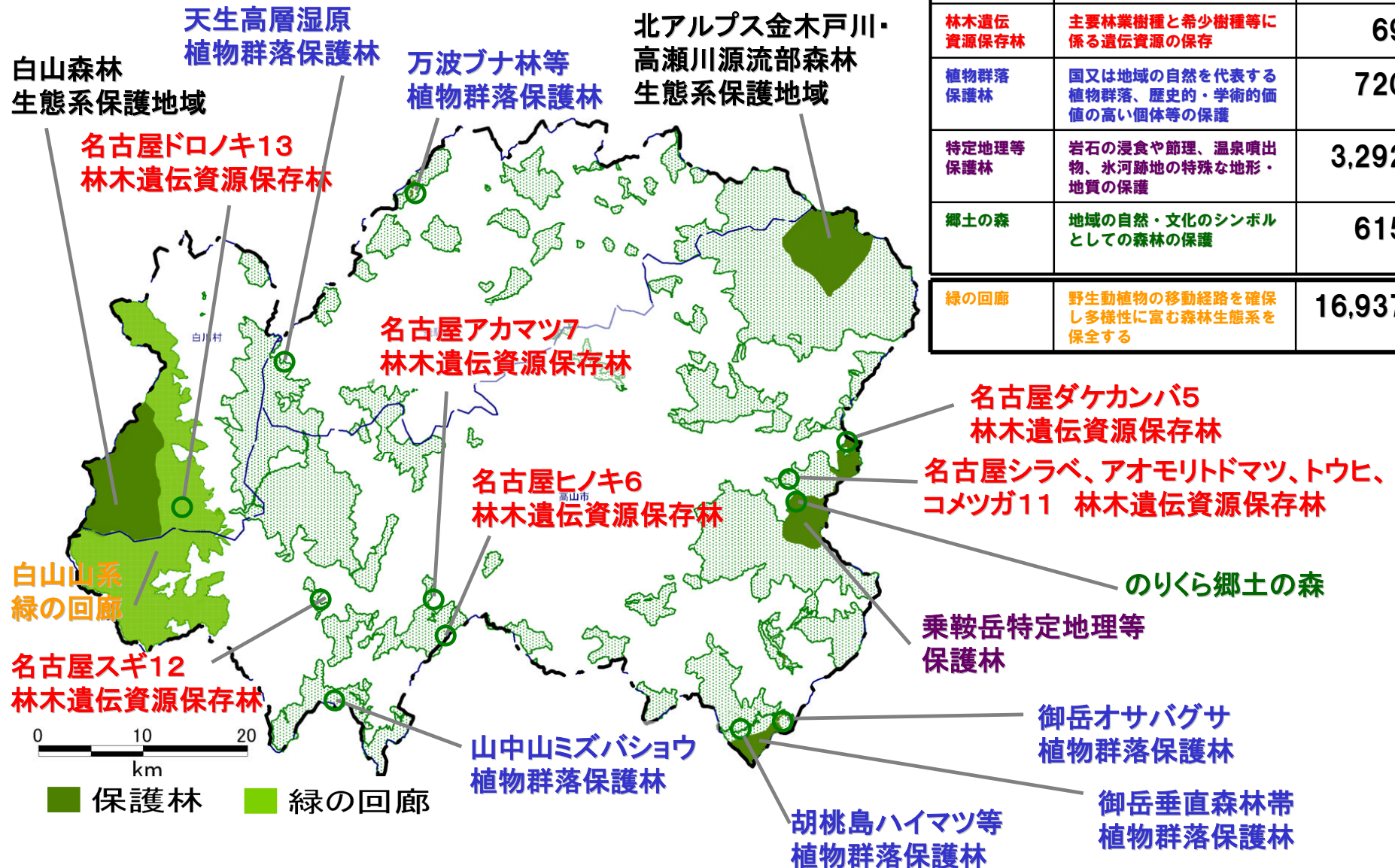
2、国有林野の機能類型区分

「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3つに類型化し区分に即した管理経営を実施。



3、特に保護を図るべき森林 保護林、緑の回廊の分布

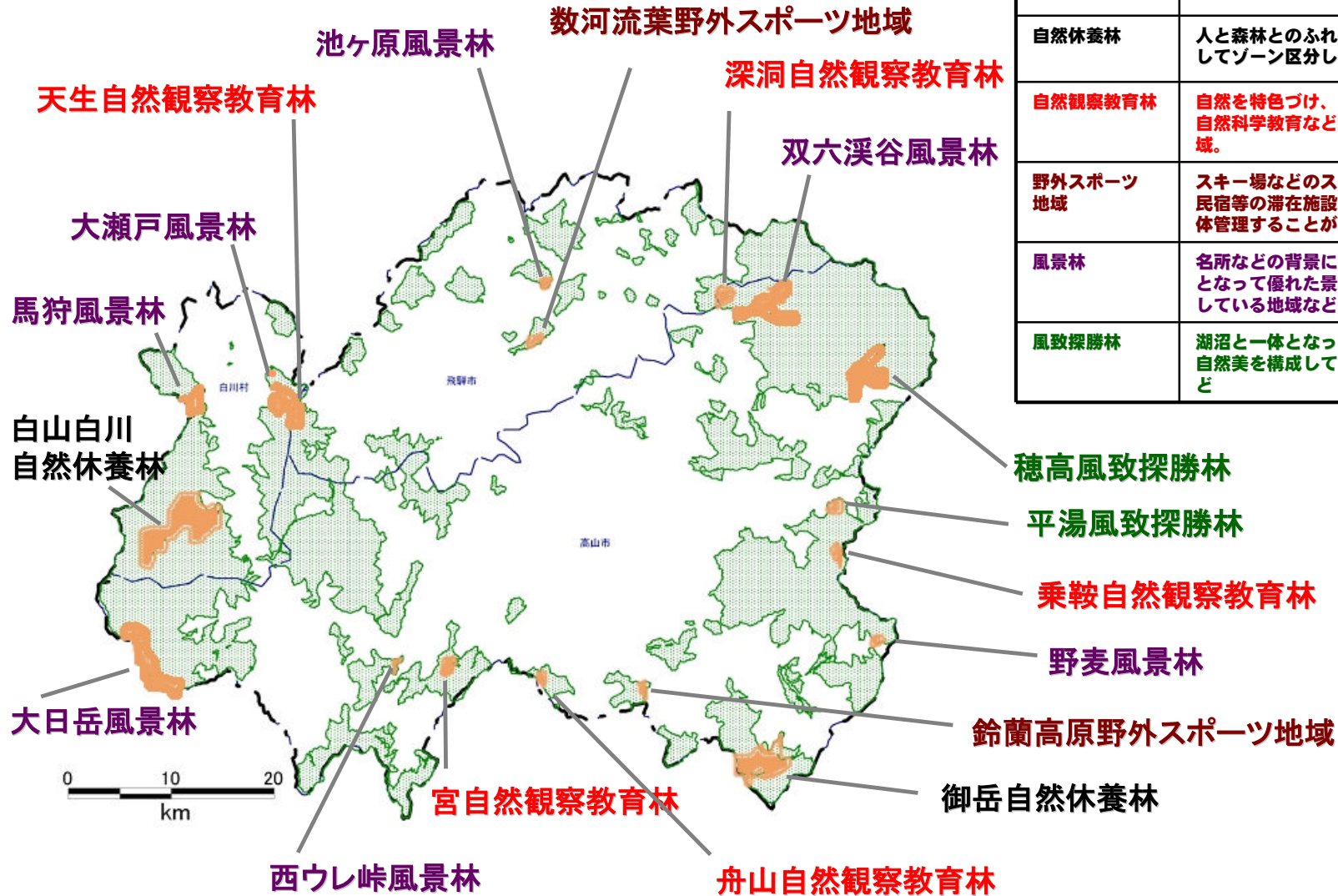
1 6箇所の保護林、1箇所の緑の回廊を設定。



保護林名	設定目的	面積 (ha)
森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、遺伝資源の保存等	12,216
林木遺伝資源保存林	主要林業樹種と希少樹種に係る遺伝資源の保存	69
植物群落保護林	国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護	720
特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、水河跡地の特殊な地形・地質の保護	3,292
郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保護	615
緑の回廊	野生動植物の移動経路を確保し多様性に富む森林生態系を保全する	16,937

4、 国有林野の活用 レクリエーションの森の分布

1 8箇所のレクリエーションの森を設定。



名称	特徴	面積 (ha)
自然休養林	人と森林とのふれあいの場としてゾーン区分した地域。	4,113
自然観察教育林	自然を特色づけ、小中学校の自然科学教育などに適した地域。	552
野外スポーツ地域	スキー場などのスポーツ施設、民宿等の滞在施設等などと一体管理することが適当な地域	247
風景林	名所などの背景にあり、一体となって優れた景観を作り出している地域など。	1,917
風致探勝林	湖沼と一体となって、優れた自然美を構成している森林など	372

レクリエーションの森

5、国民の参加による森林の整備 「遊々の森」等

国民参加の森林づくり等国民の要請に応え、各種協定等に基づきフィールドを提供。

